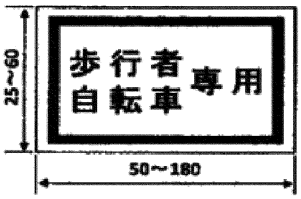
別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



又は



備考　１　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）、遠隔操作型小型車（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。

２　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。

３　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

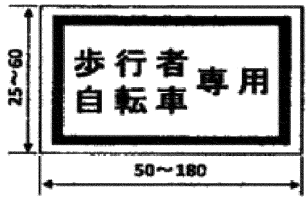
４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

５　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



又は



備考　１　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。

２　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。

３　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

５　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。